

1. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(学校における取組への支援)</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○小・中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度以降5年連続で増加している。</p> <p>→小中合計：144,031人 (在籍児童生徒数(9,820,851人)の1.5%)</p> <p>→小学校：35,032人(0.5%)</p> <p>→中学校：108,999人(3.2%) (平成29年度問題行動等調査、以下同じ。)</p> <p>○不登校児童生徒の約6割が90日以上欠席しており、依然として不登校が長期に及ぶ児童生徒が多い。</p> <p>○法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、その趣旨に基づく対応が徹底されていない。</p> <p>→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315(約16%) (平成30年度実態調査)</p>	<p>○不登校になってからの事後的な取組だけでなく、全ての児童生徒にとって学校が安心感、充実感を得られる活動の場となるような「魅力ある学校づくり」を目指す取組(いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりの推進、児童生徒との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築、将来の自立と社会参加を踏まえ個々の発達特性に応じた学びができるような授業改善、児童生徒の学習状況等に応じた指導方法や指導体制の工夫改善等)を推進する。</p> <p>○不登校児童生徒の支援に当たっては、校長のリーダーシップの下、教職員だけでなく専門スタッフ等を活用し、チーム学校として児童生徒の状況等のアセスメントを行った上で、多様な教育機会を踏まえた組織的・計画的な支援を行うものとする。</p> <p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨(不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に</p>

		<p>支援を行うことが重要であること、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われること、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、これらの支援は児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならないこと等)を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるようチーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。</p>
--	--	--

<p>(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)</p> <p>第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>○学校内及び関係機関との情報共有について、情報共有すべき事柄、情報共有の方法があらかじめ定められていない学校がある。</p> <p>○285(約 15%)の教育委員会等が「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援に新たに組み込んだほか、220(約 11%)の教育委員会等が活用を検討している。</p> <p>(平成 30 年度実態調査)</p>	<p>○学校は、校長のリーダーシップの下、必要に応じて不登校児童生徒の状況に係る情報の共有を行い、適切なアセスメントに基づく組織的・計画的な支援を行うための組織を設置するものとする。</p> <p>○学校は、不登校に係る情報共有の体制や方法、共有すべき事柄(本人の状況、家族の状況、校内での人間関係など)をあらかじめ整理し、教職員間で共有しておくものとする。</p> <p>○個々の児童生徒にあった支援策を策定するため、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフが児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート」を作成するとともに、その活用を促進し、関係者間で必要な情報を共有した上で、組織的・計画的な支援を行うことができるようにする。</p> <p>○スクリーニング会議の実施等を通じた早期発見・早期対応のための学校における組織的な取組を推進する。</p>
---	--	--

	<p>○運営を NPO 法人に委託するなど、公と民との連携により施設の設置・運営を行う取組がみられる。</p>	<p>を含め関係機関と連携した支援体制の構築を推進する。</p> <p>○教育支援センターの機能強化に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の配置を推進する。</p>
<p>(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○9割以上の教育支援センターが、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会と情報共有を行っている。</p> <p>(平成30年度実態調査、以下同じ。)</p> <p>○教育委員会等と連携のある民間団体・施設の約7割が、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会等と情報共有を行っている。</p>	<p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関(多様な学びの場を確保する観点から、個々の事情に応じて児童館・図書館等の公の施設を含む)間の情報共有を推進する。</p> <p>○学校は、校長のリーダーシップの下、必要に応じて不登校児童生徒の状況に係る情報の共有を行い、適切なアセスメントに基づく組織的・計画的な支援を行うための組織を設置するものとする。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握を推進する。</p>
<p>(学校以外の場における学習活動等を行う不登</p>	<p>○法や基本指針の趣旨が教職員に十分周知され</p>	<p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨(不登校</p>

<p>校児童生徒に対する支援)</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>ておらず、不登校児童生徒の「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」といった基本指針の趣旨に基づく対応が徹底されていない。</p> <p>→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（約16%）</p> <p>（平成30年度実態調査、以下同じ。）</p> <p>○約8割の教育委員会等が児童生徒や保護者に対し、不登校児童生徒が相談・指導を受けることができる学校外の機関等についての情報提供をしている。</p> <p>○約15%の教育委員会等が、不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由としては、「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。</p>	<p>というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われること、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、これらの支援は児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならないこと等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○「児童生徒理解・支援シート」等の法の趣旨に沿った活用を促進する。</p> <p>○教育委員会等と民間の団体・施設の連携推進</p>
---	--	---

		<p>に向けた方策を検討する。</p> <p>○私立学校に在籍する不登校児童生徒への支援を推進する観点から、首長部局との連携を図る方策を検討する。</p> <p>○保護者に対し、不登校児童生徒が相談・指導を受けることができる学校外の機関等についての情報提供を推進するための方策を検討する。</p> <p>○国は、学校以外の場における学習活動の制度上の位置づけについて、その実態や就学義務との関係を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>
--	--	---

2. 教育機会の確保等に関するその他の施策

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(調査研究等)</p> <p>第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析</p>	<p>○教育支援センター及び民間団体における支援体制の整備等を目的として、平成 29 年度予算から「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を実施し、結果については会議等の場で共有している。</p>	<p>○不登校児童生徒の実態や要因等に関する調査研究について検討する。</p>

及び提供を行うものとする。		
<p>(国民の理解の増進)</p> <p>第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。</p> <p>→法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等：89(約5%)</p> <p>今後検討している教育委員会等：231(約12%)</p> <p>(平成30年度実態調査)</p>	<p>○国は、教育機会の確保等の観点から不登校児童生徒に関する支援や調査研究の結果等について、全国的な広報を行うとともに、自治体や民間の団体等における広報活動を支援するための方策を検討する。</p>
<p>(人材の確保等)</p> <p>第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○教職員に対する研修を通じた教育機会確保法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知に新たに取り組んだ教育委員会等は16%であり、今後こうした研修の実施を検討している教育委員会等は15%である。</p> <p>(平成30年度実態調査)</p> <p>○令和元年度予算において、スクールカウンセラー(S C)を全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカー(S S W)を全中学校区に配置するために必要な予算を計上する等、段階的に配置の拡充に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の支援を活用して配置された実績(H29) <li style="padding-left: 20px;">S C : 8,782 人 <li style="padding-left: 20px;">S S W : 2,041 人 (うち SV : 209 人) ・令和元年度予算額 	<p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨(不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われること、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、これらの支援は児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならないこと等)を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多</p>

	<p>S C : 4,738 百万円, S S W : 1,722 百万円</p>	<p>様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○児童生徒が必要とする支援ができる体制を整備し、チーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、スーパーバイザーの育成・活用も含めその専門的資質の向上に向けた検討を行う。</p> <p>○教育支援センターや民間の団体等の学校以外の学習の場における教育の機会の確保や相談等に携わる人材の養成及び研修等について推進する。</p> <p>○学校は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携して支援に当たるコーディネーターの役割を担う教職員を予め決めておくなど、校長のリーダーシップの下、学校における組織的な支援体制の整備を推進する。</p>
<p>(相談体制の整備) 第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分</p>	<p>○不登校児童生徒のうち、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導を受けた人数は約半数。</p>	<p>○児童生徒が必要とする支援ができる体制を整備し、チーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー</p>

<p>に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>→72,183人(50.1%) (平成29年度問題行動等調査)</p> <p>○約500の教育委員会において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。 (平成30年度実態調査)</p>	<p>一の配置を拡充するとともに、スーパーバイザーの育成・活用も含めその専門的資質の向上に向けた検討を行う。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した組織的な教育相談体制の充実を図り、その取組の積極的な周知を推進する。</p> <p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関(多様な学びの場を確保する観点から、個々の事情に応じ児童館・図書館等の公の施設を含む)間の情報共有を推進する。</p>
--	--	---

3. 附則

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(検討)</p> <p>2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○文部科学省において、平成29年度予算から「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を行い、交通費や体験活動費の支援による実践研究を通じた検討を行っている。</p> <p>○約60の教育委員会等で不登校児童生徒が学</p>	<p>○多様な教育機会の確保のために必要な経済的支援の方策について、現行制度の活用も含め、引き続き検討する。</p>

	<p>校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。 (平成 30 年度実態調査、以下同じ。)</p> <p>○民間の団体等の会費について、教育委員会等による補助制度がある団体等は約 8%、当該民間の団体等で減免制度がある団体等は約 14%である。また、約 88%の団体等では、教育委員会等による通所等に係る経済的支援（会費への補助を除く）が行われていない。</p>	
--	---	--

※教育委員会等：教育委員会、知事部局、国立大学法人及び公立大学法人（計 1964）

※平成 29 年度問題行動等調査：平成 29 年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※平成 30 年度実態調査：不登校児童生徒の支援に係る実態調査（平成 31 年 1 月 8 日付け事務連絡）

今後の重点施策

■児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

学校指導体制の充実等魅力あるより良い学校づくりや、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり、児童生徒の学習状況等に応じた指導等の実施。

■「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的な支援

不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、個々の不登校児童生徒に応じた支援計画を策定。必要に応じ、関係機関等と情報共有を行うほか、学校間の引き継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進。※「児童生徒理解・支援シート」については、平成30年4月3日付け初中局長通知で参考様式を送付

■不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

- ⇒ ●不登校特例校(令和元年現在12校)や教育支援センター等の設置促進
- 教育委員会・学校と民間団体との連携による支援の推進
- 民間団体の自主的な取組の促進
- ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援
- 学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援

・学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究
令和元年度予算額 128百万円

⇒生徒指導担当者会議などにおいて、好事例などを周知

■教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した教育相談体制の構築を促進。

⇒ ●スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校:10,000校、公立小学校:16,700→17,500校、教育支援センターの機能強化のためのスクールカウンセラーの配置:250箇所、貧困・虐待対策重点配置:1,400校

●スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・小中学校配置:7,500→10,000人、高等学校配置:47人、貧困・虐待対策重点配置:1,400人

・スクールカウンセラー等
活用事業
令和元年度予算額 4,738百万円
・スクールソーシャルワーカー
活用事業
令和元年度予算額 1,722百万円

背景

- 不登校児童生徒数は4年連続増加（平成28年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約13万4千人）
- 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業内容 1

教育支援センター・民間団体における支援体制の整備

教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、学校以外の場における不登校児童生徒の様々な学習をきめ細かに支援するための体制の整備に向けた実践研究（22箇所）

- ①教育支援センター等の新規設置促進
- ②教育支援センターにおける機能の拡充
- ③訪問型支援やICT機材等を活用した支援のための支援員等の配置
- ④教育委員会と民間団体等との連携による支援の実施（民間団体に通う子供に対する訪問型支援の実施等）
- ⑤学習活動への経済的支援



事業内容 2

民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究

不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究（2箇所）

平成30年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、フリースクール等がその特色・自主性を損なわずに量的拡充と地域偏在の解消が図られるよう、

- ①民間団体の相互評価の実施
- ②中間支援組織の設置促進・機能充実
- ③効果的な官民連携の在り方について調査研究を行う



期待される効果

不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、**学校や教育行政機関はもとより、フリースクールを運営する民間団体等とも連携する体制が構築されることで、不登校児童生徒に対する経済面・学習面の支援を通じた、きめ細かな支援体制の整備等が促進される。**